省　令

○厚生労働省令第百十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の三第三項本文及び附則第十五条第四項本文中「三百日」を「百日」に改める。

第二条　雇用保険法施行規則の一部を次のように改正する。

第百二条の三第三項ただし書及び附則第十五条第四項ただし書中「三百日」を「百五十日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）第百二条の三第三項本文の規定は、雇用保険法施行規則第百二条の三第三項に規定する対象期間（以下「対象期間」という。）の開始の日がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後である事業主（岩手県、宮城県及び福島県の区域内に所在する事業所の事業主（以下「被災地事業主」という。）を除く。）について適用し、対象期間の開始の日が施行日前である事業主（被災地事業主を除く。）については、なお従前の例による。

2　新雇保則附則第十五条第四項本文の規定は、対象期間の開始の日が施行日以後である事業主（被災地事業主を除く。）について適用し、対象期間の開始の日が施行日前である事業主（被災地事業主を除く。）については、なお従前の例による。

3　被災地事業主であって、対象期間の開始の日が平成二十五年四月一日前である者については、新雇保則第百二条の三第三項本文の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（次項において「旧雇保則」という。）第百二条の三第三項本文の規定は、なおその効力を有する。

4　被災地事業主であって、対象期間の開始の日が平成二十五年四月一日前である者については、新雇保則附則第十五条第四項本文の規定は適用せず、旧雇保則附則第十五条第四項本文の規定は、なおその効力を有する。

第三条　第二条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（以下この条において「新雇保則」という。）第百二条の三第三項ただし書の規定は、対象期間の開始の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である事業主（被災地事業主を除く。）について適用し、対象期間の開始の日が同日前である事業主（被災地事業主を除く。）については、なお従前の例による。

2　新雇保則附則第十五条第四項ただし書の規定は、対象期間の開始の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である事業主（被災地事業主を除く。）について適用し、対象期間の開始の日が同日前である事業主（被災地事業主を除く。）については、なお従前の例による。

3　被災地事業主であって、対象期間の開始の日が平成二十六年四月一日前である者については、新雇保則第百二条の三第三項ただし書の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（次項において「旧雇保則」という。）第百二条の三第三項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

4　被災地事業主であって、対象期間の開始の日が平成二十六年四月一日前である者については、新雇保則附則第十五条第四項ただし書の規定は適用せず、旧雇保則附則第十五条第四項ただし書の規定は、なおその効力を有する。